



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

**野焼きは法律で
禁止されています**

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
- ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可(但し、助成額は月割り交付となります)。
- ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100
御坊有交タクシー	☎22・4141

印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739 72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272
愛あいケアタクシー	☎20・1090

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

生活にお困りの方の ご相談をお受けします！

日時 平成28年2月10日(水)
午後1時～3時まで

以降、毎月第2水曜日(祝祭日の場合は翌月)に
実施します。

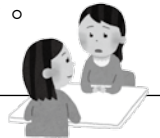
場所 日高町文化会館
(日高町志賀564番地の1)

内容 「生活のこと」「仕事のこと」などの困りご
とでお悩みの方、お気軽にご相談くださ
い。自立支援相談員が、生活の安定や就労
に向けた支援に取り組みます。

費用 無料

【お問い合わせ先】

- ・日高振興局健康福祉部
総務健康安全課 総務・保護グループ
☎22・3481
- ・住民福祉課 ☎63・3800



2月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同
相談所開設のお知らせ



相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。
詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

中皮腫や肺がんなど、 石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者等として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い月日を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになった方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に和歌山労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

制度のご案内は、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でもご覧いただけます。



【お問い合わせ先】

- 和歌山労働局労働基準部労災補償課
〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3
和歌山労働総合庁舎2階
☎073・488・1153
- 御坊労働基準監督署
〒644-0011 御坊市湯川町財部1132
☎22・3571